

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第144条第2項により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年7月2日

盛岡地方法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和8年第5号
対象土地 岩手郡岩手町大字久保第1地割310番1
- 2 関係人の氏名又は名称
有限会社千柏社
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定をした旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。